

「顧客本位の業務運営に関する原則」の 定着に向けた取組み

平成29年3月

金融庁

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組みの基本的考え方

「原則」の定着の重要性

- 「顧客本位の業務運営に関する原則」を確定したが、今後は「原則」の定着に向けて各金融事業者が実効的な取組方針を策定し、実践していくよう、取組みを進めていく必要
- その際、金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、金融事業者がより良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が重要

「原則」を踏まえた金融事業者の行動

- 各金融事業者においては、
 - 顧客本位の業務運営を確保するための経営トップのリーダーシップの発揮、
 - マネジメント層における業務計画等の策定・実施、フォローアップ、
 - 現場レベルでの実践を通じた浸透、フィードバック、など、それぞれの段階に応じた適切な行動が求められる
- その際、金融事業者は自らの取組みが実質を伴う形で定着しているか、仮に実質を伴っていないとすればどの段階でうまく機能していないのかを分析し、経営トップの責任において改善がなされるべき

顧客による主体的な行動、当局の役割等

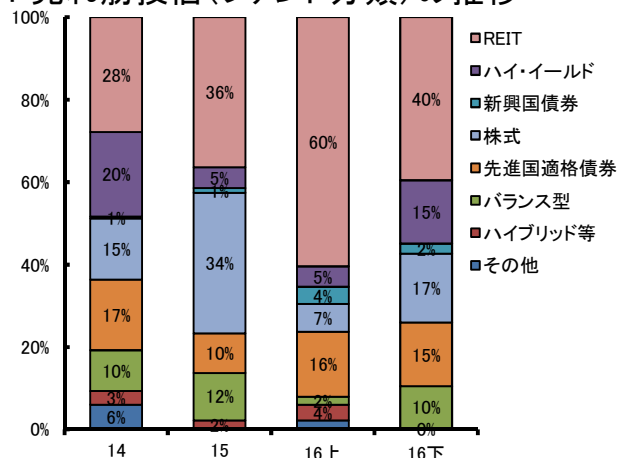
- より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択され、これを踏まえて金融事業者が自らの業務運営を不断に見直していく、という好循環が生まれるためには、顧客が主体的に行動することが重要であり、金融事業者の取組みの「見える化」や顧客のリテラシーの向上が求められる
- また、顧客の主体的な行動を補完するものとして、当局による適切なモニタリングや第三者的な主体による評価、顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化等も有効

金融事業者の業務運営に関する現状認識

フィデューシャリー宣言を行った先であっても顧客本位の業務運営の実現に向けて現状必ずしも大きな進展は見受けられない状況

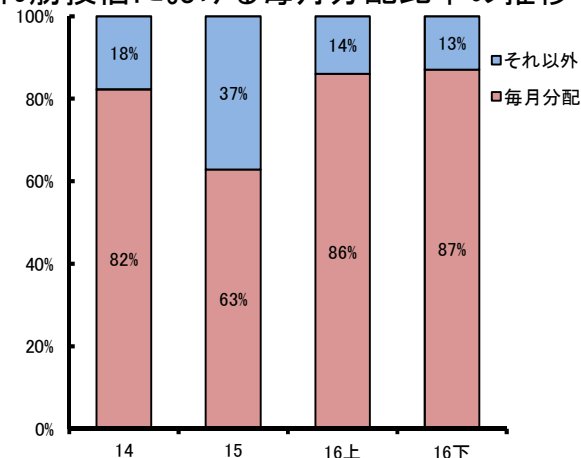
- 投資対象を特定の種類の資産に限定したテーマ型の商品が、依然販売額上位の銘柄の多くを占めている
- 投資信託の販売額と解約・償還額は、ほぼ同額である状況が継続しており、残高の増加には貢献していない
- 売れ筋投信の9割が毎月分配型であり、特に地銀では積立投信であっても販売額の半分以上を毎月分配型が占めている

I. 売れ筋投信(ファンド分類)の推移



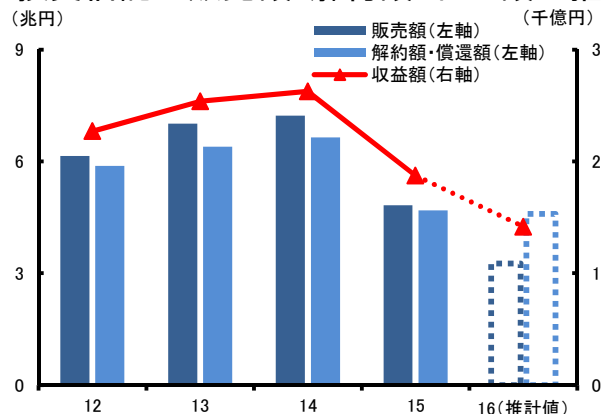
(注1) 主要行等8行及び地域銀行10行 (注3) 16下は2016年10-12月の販売実績
 (注2) 各行の販売額ベースの上位5銘柄による。

III. 売れ筋投信における毎月分配比率の推移



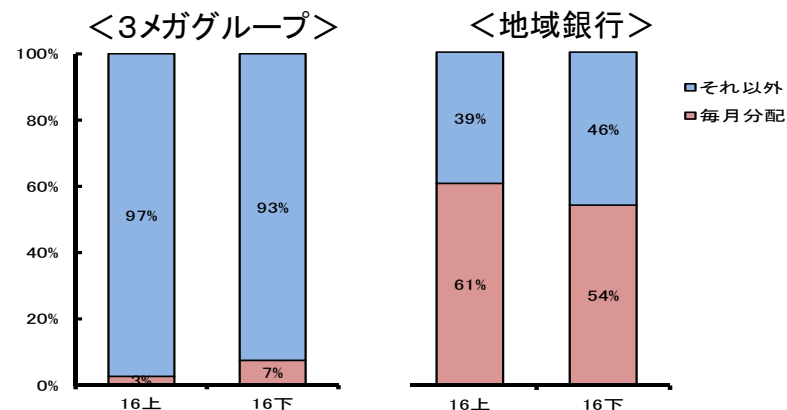
(注1) 主要行等8行及び地域銀行10行 (注3) 16下は2016年10-12月の販売実績
 (注2) 各行の販売額ベースの上位5銘柄による。

II. 投資信託の販売額・解約額・収益額の推移



(注1) 主要行等8行及び地域銀行10行 (注2) 2016年度(点線部分)は、同年12月末時点の実績値を基に年率換算して推計。

IV. 積立投信における売れ筋商品の分配頻度



(注1) 積立投信を取り扱っている3メガグループ4行及び地域銀行9行 (注3) 16下は2016年10-12月の販売実績
 (注2) 各行の販売額ベースの上位5銘柄による。

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

1. 金融事業者の取組みの「見える化」

- 各金融事業者においては、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標(KPI)を、取組方針やその実施状況の中に盛り込んで公表するよう働きかけ
- 本年6月末から当面四半期ごとに、取組方針を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取組方針のURLを集約し、金融庁ホームページにおいて公表

2. 当局によるモニタリング

- 金融事業者における業務運営の実態を把握し、ベスト・プラクティスを収集
- 収集されたベスト・プラクティスや各事業者が内部管理上利用している評価指標などを基に、金融事業者との対話を実施。「原則」を踏まえた取組みを働きかけ
- 各金融事業者の取組方針と、取組みの実態が乖離していることは無いか等について、当局がモニタリングを実施
- モニタリングを通じて把握した事例等については、様々な形での公表を検討

3. 顧客の主体的な行動の促進

- 実践的な投資教育・情報提供の促進
 - 投資初心者向けの教材を関係者で作成し、広く活用
 - 商品比較情報等の提供のあり方について、ワーキンググループを設置し、議論を整理
- 長期・積立・分散投資を促すためのインセンティブ
 - 積立NISA対象商品の商品性の基準の公表
 - 上記を踏まえ、長期・積立・分散投資に適した投資信託の提供促進

4. 顧客の主体的な行動を補う仕組み

- 第三者的な主体による金融事業者の業務運営の評価
 - 客観性、中立性、透明性が確保される形での、民間の自主的な取組みを引き続き促進
- 顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化
 - 販売会社等とは独立した立場でアドバイスする者などに対する顧客のニーズに適切に対応できるよう必要な環境整備